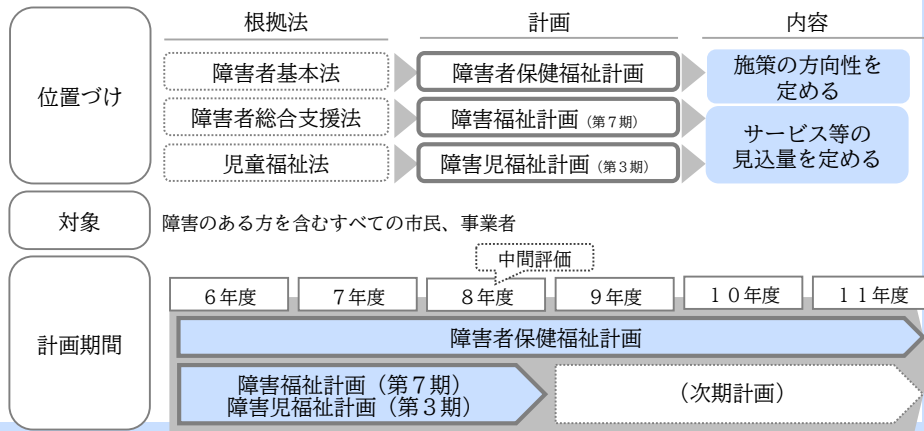


第1章 計画策定の概要

P 1 ~



第2章 障害のある方を取り巻く現状

P 5 ~

1 社会の動き

障害者権利条約 令和4年の国際連合の障害者権利委員会に対する第1回日本政府報告では、「権利促進の立法措置」について高く評価された一方、「あらゆる活動分野において、合理的配慮の提供を確保するための措置を講じること」等の懸念・勧告が示された。

災害・感染症等の非常時・緊急時の対応 大規模災害や新型コロナウイルス感染症のような予期せぬ非常事態において、障害のある方への配慮等について状況に応じて速やかに対応していく必要性を改めて認識した。

2 国等の障害者施策等の動向

障害理解・差別解消 障害者差別解消法の改正を受け、令和5年10月に「仙台市障害者差別解消条例」も改正し、独自項目として障害理解教育の推進などを追加し、市民や事業者の障害理解を更に推進する取り組みを行っている。

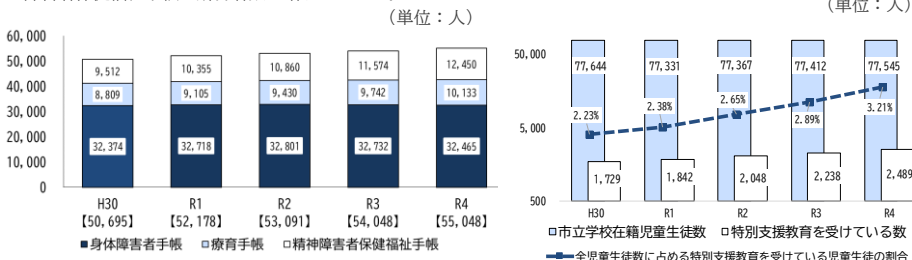
障害のある子どもへの支援 令和5年「こども基本法」施行・こども家庭庁の設置により、全ての子どもが将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現に向けた取り組みが重要となっている。

3 本市の現状

障害者手帳所持者数

障害者手帳の所持者数は4年間で4,353人（8.6%）増加、令和4年度末時点で55,048人。近年、身体障害者手帳の所持者数はほぼ横ばいだが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加している。

特別な教育の場を活用している児童生徒数・割合
 市立小・中学校にて特別支援教育を受けている児童生徒数及び、全児童生徒数に占める割合は増加傾向にある。

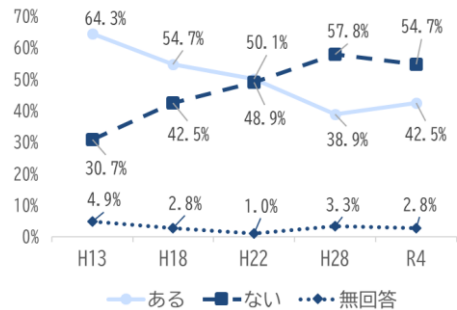


令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書（令和5年3月）

【今後充実してほしい施策（障害のある方）】
 全体的に、「年金などの所得保障の充実」が高い順位だが、難病では「医療費の負担軽減」（50.7%）、発達障害では「障害があっても働ける場の確保」（63.9%）が最も多い。

【将来のことで不安に感じていること（障害のある方の家族）】
 いずれの障害区分においても、「一緒に生活する家族などの高齢化や親なきあとの生活」と回答した方が最も多い。

【障害のある方と接した経験があるか（相談相手になったり、支援をした経験）】
 障害のある方と接した経験がある人がわずかに増加し、42.5%となっている。



4 前計画期間の振り返り

前計画の基本方針
 （平成30～令和5年度）

共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

地域での安定した生活を支援する体制の充実

生きがいにつながる就労と社会参加の充実

安心して暮らせる生活環境の整備

前計画期間の主な取り組み

- 障害者差別解消条例の改正
- 障害理解サポーター事業
- パラリンピックを契機とした障害者スポーツによる障害理解促進事業

- 児童発達支援センターにおける支援の拡充
- 幼稚園・保育所・学校等とアーチルの連携の強化
- 重症心身障害児・医療的ケア児に対する支援

- 基幹相談支援センターの設置
- 障害特性に応じた「住まいの場」の確保に向けた支援
- 精神障害のある方の地域移行支援・地域定着支援

- 一般就労への移行促進、福祉的就労の充実、障害者就労への理解促進
- 2020東京パラリンピックに向けた選手発掘・育成関連事業
- 障害のある方のコミュニケーション支援

- （仮称）青葉障害者福祉センター、生活介護事業所の整備
- 障害福祉サービス従事者確保支援
- 指導監査の推進

本計画に向けた課題

事業者による「合理的配慮」の提供義務化について周知啓発が必要である。
 改正条例で明文化した「障害理解教育の推進」のため、子どもに対する普及啓発に更に取り組んでいく必要がある。

地域の保育所・幼稚園や学校等が、子育ての不安への助言や子どもの特性に応じた必要な配慮を行えるように支援力を向上させる必要がある。
 重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害など専門的な対応を必要とする障害のある子どもへの支援体制の構築及び強化が必要。

重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害などに対応した在宅サービスや住まいの確保、医療等の支援が必要。
 障害特性に配慮した支援体制の整備と各事業所の支援の質向上に向けた連携や人材育成等の支援が必要である。

障害のある方のニーズに応じた就労機会の確保のため、障害者雇用のメリットやステップ等を周知するとともに、就労支援ネットワークの強化等による事業所の支援の質向上を図る必要がある。

将来的需要や障害特性等に考慮した施設の整備促進、老朽化した障害者支援施設等の改築・修繕等の整備促進が必要。
 障害福祉分野の人材確保・人材定着の更なる支援が必要。

第3章 計画の方向性 1 理念、2 基本目標

P17~

理念

共生のまち・共生する社会

仙台市基本計画の目指すべき都市像として掲げられる「共生のまち」、障害者基本法の目指すべき社会像として掲げられる「共生する社会」を理念とする。

基本目標

一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生のまちをともにつくる

障害のある方が自らの決定に基づき、必要な支援を受けながら、あらゆる分野の活動に参加する機会や、能力を発揮する機会などが確保され、自分らしく生きることができている社会であることが大切であり、様々な社会的障壁をなくしていくため、理念の実現の根底にある障害理解の浸透を念頭に置き、市民の具体的な行動に結びつくよう行政が率先して取り組みを進め、多くの市民が互いに関わり、支えあう暮らしやすいまちをともにつくることを目指す。

第3章 計画の方向性 3 基本方針、4 施策体系

P19~

基本目標を実現するための施策の方向性として5つの基本方針を定め、重点取組・成果指標を設定する。成果指標は、令和4年度又は令和5年度の事業実績や調査結果を基準値として、目標値を定める。なお、成果指標の先頭は基本方針に係る指標、その他は重点取組に係る指標とする。基本方針2～5の先頭に設定した指標については、4段階評価の平均点を評価度として設定している。

基本方針1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

- ・障害のある方が自立した生活を送るためには、必要なサービスが提供されるだけでなく、物理的な障壁のほか、意識や制度などに潜む障壁を取り除くことが必要。
- ・市民や事業者の障害理解促進を図るため、教育部門等とも連携しつつ、子どもから大人まで、様々な手法を用いて幅広く取り組みを進める。
- ・障害者差別の解消、障害者虐待の防止、成年後見制度の利用支援など、権利擁護の取り組みを推進する。

施策項目 ①理解促進・差別解消 ②虐待防止・成年後見制度等

重点取組

- 地域における理解者の増加を目的とした普及啓発事業の強化
- 障害者スポーツによる障害理解の促進
- 文化芸術活動を通じた障害理解に関する普及啓発の促進

成果指標

指標	基準値	R11目標値
障害者全体への理解が深まってきたと回答した割合	52.1%	基準値比増
障害理解サポーター養成研修実施回数	32回	50回
障害者スポーツにかかるイベント等の開催回数	49回	70回
東北障がい者芸術全国公募展(Art to You!)の入場者数	3,811人	4,300人

基本方針2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

- ・障害や発達の遅れを早期に発見し、家族の理解を促しながら切れ目のない支援を行うことが重要。
- ・日常の過ごし方で必要な支援が受けられるよう、子育て・教育・福祉分野の関係機関が連携して取り組みを進める。
- ・重症心身障害児や医療的ケア児など専門的な対応を要する児童への支援の充実に向けて、関係機関による情報共有や課題整理を行うことで連携強化を図るとともに、放課後等デイサービスや短期入所事業所等の充実など、必要な施策を展開する。

施策項目 ①早期発見・早期支援 ②保育・療育 ③教育・発達支援 ④放課後支援 ⑤家族支援

重点取組

- 発達特性や環境に応じた就学前療育支援システムや発達障害児の支援体制づくり
- インクルージョンの推進に向けた子育て・教育・福祉に係る機関及び施策間の連携の強化と地域における支援力向上に向けた取り組み
- 放課後等デイサービスにおける重症心身障害児や医療的ケア児の受け入れ促進

成果指標

指標	基準値	R11目標値
障害児の家族の「障害のある方の福祉サービス」への満足度	2.31	基準値比増
児童発達支援センターによる相談支援回数	2,272回	3,750回
児童発達支援センターによる施設訪問支援回数	1,435回	2,600回
保育所等訪問支援事業所による支援回数	170回	672回
アーチルによる施設支援を目的として訪問した学校数(通常学級・支援学級)	5校	42校
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	14箇所	32箇所

基本方針3 地域での安定した生活を支援する体制の充実

- ・障害のある方が、自分の意思で物事を選択して、それぞれの地域で安全に安心して暮らせるよう、一人ひとりの障害等の特性に応じて、相談支援、生活支援、居住支援など必要な支援を行う。
- ・重症心身障害の方や医療的ケアが必要な方、強度行動障害の方などが利用可能な地域の支援体制の整備や親なきあとを見据えた生活の場の確保、サービスの質の向上に向けた連携強化、人材育成等の支援に取り組む。

施策項目 ①相談支援 ②生活支援 ③居住支援 ④地域移行・地域定着支援 ⑤保健・医療・福祉連携 ⑥給付・手当等

重点取組

- 緊急時でも地域での生活を支えるための地域生活支援拠点等の取組推進
- 地域における相談支援体制を支える基幹相談支援センターの取組推進
- 障害の重度化・高齢化に対応した短期入所事業所における受入促進やグループホームの整備促進
- 視覚障害、高次脳機能障害、難病の方など多様な障害特性に応じたICT機器利用支援や自立訓練などのきめ細かな支援の実施

成果指標

指標	基準値	R11目標値
障害のある方・家族の「障害のある方の福祉サービス」への満足度	2.48	基準値比増
地域生活支援拠点における基幹相談支援センター等とのケース検討回数	17回	17回
基幹相談支援センターにおける地域の相談機関との連携強化の取組件数	79回	80回
共同生活援助(グループホーム)の利用者数/月	1,352人	2,487人
短期入所事業所(医療型)利用者数/月	28人	52人
視覚障害者支援センターにおけるICT機器等利用に関する相談者数	276人	345人

第4章 障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)

1 成果目標

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）」で示された目標事項を基本としつつ、本市の障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）中の実績や本市の施策の動向を踏まえ、成果目標を設定。

主な成果目標

項目	今期目標			目標 (目標年次:令和8年度)
	R6	R7	R8	
施設入所者の地域生活への移行者数	10人	11人	11人	令和4年度末時点の全施設入所者数524人のうち6%(32人)以上の地域生活への移行
地域生活支援拠点等の支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築と運用状況の検証・検討 新設 上段:基幹相談支援センター等とのケース検討回数 下段:運用状況の検証・検討回数	17回	17回	17回	効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制構築を進め、運用状況の検証・検討を年1回以上行う
強度行動障害を有する障害者に関する状況や支援ニーズの把握及び地域との関係機関が連携した支援体制の整備 新設 上段:人材育成研修開催回数 下段:施設コンサルテーション実施回数	6回 (90名)	6回 (90名)	6回 (90名)	特性に適した環境調整等が行われるよう、その状況や支援ニーズの把握、強度行動障害に対応できる人材の育成、施設等の支援力向上
福祉施設の利用者における一般就労への移行者数(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の合計)	382人	403人	426人	就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績327人の1.28倍以上(426人)
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 新設	60.0%	60.0%	60.0%	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合5割以上の事業所を全体の6割以上
就労定着支援事業における就労定着率及び就労支援のネットワーク強化や支援体制構築のための協議会(就労支援部会)等の設置 新設 上段:就労定着率7割以上の事業所の割合 下段:協議会(就労支援部会)等の設置	15.0%	20.0%	25.0%	就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とし、協議会(就労支援部会)等をつけて取り組みを進める
障害児の地域支援体制の構築 新設 児童発達支援センターによる相談支援回数	2,500回	2,750回	3,000回	児童発達支援センターによる地域の支援体制の向上
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進 新設 保育所等訪問支援事業所による支援回数	432回	480回	528回	障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築
障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置 新設	設置	運営	運営	令和6年度末までに移行調整の協議の場の設置
相談支援体制の充実・強化等 上段:合同事例検討会開催回数 下段:地域の相談機関との連携強化の取組件数	5回	5回	5回	基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数 新設	1回	1回	1回	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果等の共有による支援の質の向上

基本方針4 自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実

- ・障害のある方の希望に応じた働きがいのある職場が生まれるよう、企業への啓発、ふれあい製品の販売促進、地域の関係機関が連携した支援体制の構築等を図る。
- ・スポーツ、レクリエーション、文化芸術等の領域で、障害のある方が才能を発揮する機会、障害のある方の希望に応じて参加できる機会、障害の有無にかかわらず交流できる場を創出する。

施策項目 ①一般就労・福祉的就労 ②日中活動 ③スポーツ・レクリエーション・文化芸術
④当事者活動 ⑤移動・外出支援 ⑥意思疎通支援

重点取組

- 企業等に対する更なる障害者雇用への理解促進及び環境調整の支援
- 就労移行支援事業所等の支援スキル向上及び障害者就労支援センターを中心とした就労支援ネットワークの強化
- ふれあい製品の販売機会の確保や、工賃向上による働きがいのある福祉的就労の充実
- 文化芸術やスポーツに参画しやすい環境の整備等を通じた社会参加の促進

成果指標

指標	基準値	R11目標値
障害のある方・家族が希望する活動に参加できていると回答した割合	2.55	基準値比増
障害者雇用促進セミナーの開催回数	3回	4回
就労移行支援事業所等連絡会議の開催回数	2回	4回
ふれあい製品フェアや市内の商業施設等での販売会開催回数	14回	20回
障害のある方の鑑賞、創造、発表の機会の拡大に資する取組回数	3回	4回
スポーツ教室開催回数	6回	6回

基本方針5 安心して暮らせる生活環境の整備

- ・誰もが暮らしやすい社会を実現するために、利用しやすい市有施設等の整備や障害特性に応じたアクセシビリティの向上を推進する。
- ・重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害など重い障害のある方にも対応できる生活環境の実現に向けて、(仮称)青葉障害者福祉センター、生活介護事業所など地域に必要な施設の整備や公立施設の老朽化対策に取り組む。
- ・障害福祉サービスの利用増加や多様なニーズへ対応するため、人材の確保と定着の支援、事業所への指導監査の推進、障害福祉行政の業務改善を通じた市民サービス向上に向けた取り組み等を進める。

施策項目 ①バリアフリー・ユニバーサルデザイン ②サービス提供体制の基盤整備
③防災・減災等 ④事業所支援・人材支援

重点取組

- (仮称)青葉障害者福祉センターの整備
- 重い障害のある方の日中活動の場である生活介護事業所の整備
- 人工呼吸器装着児者をはじめとする重い障害のある方の災害時個別計画作成の推進
- 障害福祉分野で働く人材の確保と定着の支援
- 障害福祉行政の業務改善や事務の効率化を通じた市民サービス向上

成果指標

指標	基準値	R11目標値
障害のある方にとって暮らしやすいまちだと回答した割合	2.66	基準値比増
(仮称)青葉障害者福祉センターの整備の進捗状況	基本設計の着手	運営
生活介護事業所の定員数	1,338人	1,716人
災害時個別計画の新規作成件数	16件	20件
事業所を対象とした人材確保・定着を支援するセミナーや交流会の実施回数	1回	2回
障害福祉行政の業務改善や事務の効率化を通じた取り組み	業務効率化に向けた業務分析の着手	実施

2 活動指標に係る見込量の推計の考え方、3 見込量確保のための方策等

成果目標の達成のためには、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量や事業の実施回数等について見込むことが必要。国の基本指針に定める事項ごとに、これまでの実績の伸び率、本市が今後力を入れていく施策や想定される対象者の人数等の考慮すべき事項を踏まえ、各サービス等の見込量を算出する。

4 見込量

主な見込量 (単位：利用者数/月)

サービスの種類	前期実績		今期見込量		
	R3	R4	R6	R7	R8
居宅介護	1,599	1,608	1,692	1,736	1,781
重度訪問介護	61	56	62	65	68
同行援護	214	222	223	223	223
行動援護	10	11	12	13	13
生活介護	1,896	1,897	2,050	2,070	2,090
自立訓練（機能訓練）	28	30	30	30	30
就労選択支援 新設	-	-	-	39	117
自立訓練（生活訓練）	159	166	176	176	176
就労移行支援	439	442	448	451	454
就労継続支援A型	497	606	720	777	834
就労継続支援B型	2,651	2,879	3,273	3,470	3,667
就労定着支援	210	252	273	285	297
療養介護	130	127	137	142	147
短期入所（福祉型、医療型）	377	488	571	617	667
自立生活援助	7	4	7	8	9
共同生活援助	1,236	1,352	1,609	1,756	1,915
施設入所支援	531	524	524	524	524
計画相談支援	1,436	1,506	1,671	1,854	2,057
地域移行支援	1.8	1.8	3	4	5
地域定着支援	6.5	9.4	13	18	25
児童発達支援	766	865	1,085	1,215	1,361
放課後等デイサービス	2,141	2,436	2,948	3,242	3,567
保育所等訪問支援	0	13	18	20	22
居宅訪問型児童発達支援	4	7	7	7	7
障害児相談支援	244	266	300	339	383

第5章 計画の推進

1 推進体制

庁内関係部局、福祉の担い手となる様々な主体と協働して、本計画の施策を総合的に推進する。また、学識経験者、障害当事者、障害者団体や関係機関などで構成される仙台市障害者施策推進協議会により監視等を実施する。

2 各主体の役割

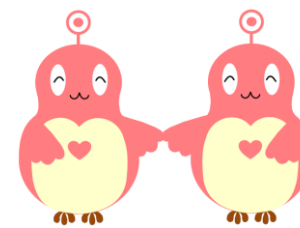
- (1) 行政（仙台市）
国や宮城県、関係機関と協調し、様々な主体と連携することで、支援のネットワークを強化し、障害のある方が地域で安心して生活できる仕組み作りを推進する。
- (2) 障害者団体・事業所
団体や事業所間の連携を深めることで、生活の支援や当事者活動の一層の促進を図り、障害のある方の自立と社会参加を推進していくことが期待される。
- (3) 企業
障害のある方の雇用の拡大を図るとともに、地域や社会を構成する一員として、障害のある方が住みやすい地域や社会づくりへの取り組みが期待される。
- (4) 地域
地域における市民、団体、企業などのつながりが強くなることで、障害があっても安心して暮らすことができる環境づくりに結びつくことが期待される。
- (5) 市民
市民の障害理解が一層進み、正しい理解と意識を持って、障害のある方もない方も、互いに尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するよう努めていく必要がある。

3 計画の普及・啓発

本市のホームページへの掲載や各区役所での配布など、本市の障害者施策の考え方や内容について、広く市民に周知していく。また、点字版、テキスト版、平易版などを作成することで、障害により情報を得ることが難しい方に対する情報保障を充実していく。

4 計画の達成状況の点検及び評価

成果指標、計画関連事業、成果目標及び見込量については、定期的の実績を把握し、その達成状況を検証したうえで、毎年度、仙台市障害者施策推進協議会に報告し公表する。当協議会においては、計画に係る監視・調査・分析・評価を行い、この結果に基づいて所要の対策を検討・実施していく。また、令和8年度に障害者保健福祉計画の中間評価を行い、今期計画期間中の実績や、法改正など社会環境の変化に伴う見直しを実施する。



仙台市障害理解促進キャラクター
「ココロン」